



<名古屋港湾合同庁舎別館完成>

名古屋港湾合同庁舎の別館として第四管区海上保安本部等が入居する建物です。危機管理庁舎として災害時の機能の維持、長寿命化、フレキシブル化の「3つの視点」から建設され、地域の安全・安心を守る強い庁舎となっています。

【写真：中央が別館、左後方が本館】

◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆

巻頭言	P 2
中部地区「公共建築の日」及び「公共建築月間」記念講演が開催される	P 3
平成22年度「中部ファシリティマネジメント研究会」について	P 5
木材の利用の促進について	P 7
「発注者支援技術者（建築）」の試験実施機関の移行について	P 9
平成22年度営繕工事安全連絡会議（後期）の開催	P 10
富士法務総合庁舎 現場見学会	P 11
編集後記	P 12

巻 頭 言



営繕部長 羽山 眞一

新年あけましておめでとうございます。明るい1年を期待して気持ちも新たに、新しい年を迎えられたことと思います。

平成22年4月に着任して、早9ヶ月が経ちました。私事ですが、当地の生活にも慣れ、少しずつですが公私ともに視野が広がってきた感があります。

さて、政府が平成22年6月18日に「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」を閣議決定したことはご承知の方も多いと思います。この中の7つの戦略の1つである「観光立国・地域活性化戦略」において、「社会資本ストックの戦略的維持管理等」が掲げられています。この戦略をふまえ、財務省では同日付で、「新成長戦略における国有財産の有効活用について」（以下、「財務戦略」という。）を公表しました。その中で、未利用国有地等の有効活用などとともに、国有財産の維持管理においてファシリティ・マネジメントの手法を取り入れ、具体的には、「保全状況の監査を実施し、維持管理コストの把握・分析を行った上で、維持管理、更新投資等マネジメントにかかる計画を作成し、庁舎等施設が多機能化や集約化も含めたコスト圧縮に努める」としています。財務省は、従前より「国有財産法」、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」に基づき、適正かつ効率的な使用を図るため、各省各庁の長に対しその所管する国有財産（庁舎等）の実地監査をする権限を有しています。そこで、昨年末には、財務省、国土交通省の本省間協議のうえ、保全監査と、国土交通省の行う保全実地指導を連携して同時実施する試行を行うことになりました。中部地方整備局においても、本省からの通知を受け、東海財務局と協議のうえ、宿舎1件、合同庁舎1件について保全監査・保全実地指導を同時実施しました。保全監査は、全国（一部を除く）の試行結果を踏まえ、来年度から本格実施の予定とされています。また、財務省は財務戦略で予告した「国有財産行政におけるPRE（Public Real Estate）戦略（不動産の最適化戦略）」について」を年末の12月8日に公表しました。そこでは、一連のPRE戦略の考え方に加え、「財務省は、国有財産の総括権に基づき、PRE戦略を推進する立場にあるが、より実効性の高いマネジメント体制を整備していくため、財務的意思決定と技術的判断の一体化を図ることとし、財務省と国土交通省の連携を一層強化する」といった方針が記述されています。

一方、ご承知のように官庁営繕の拠り所である「官公庁施設の建設等に関する法律」では、第11条で「各省各庁の長は、適切な保全をしなければならない」とされ、第13条で「国土交通大臣は、保全についての基準を定め、その実施に関し関係国家機関に対して勧告することができ、保全に関する報告又は資料の提出を求めることができ、部下の職員をして（保全の）実地について指導させることができる」とされており、官庁営繕職員が保全指導行政を行ってきました。また、平成18年7月には、社会資本整備審議会建築分科会より「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方」が建議され、その中でファシリティマネジメントの実施が取り上げられ、一定エリアの国家機関の建築物を群とした施設整備計画や、各国家機関に対する保全の適正化への指導などが当面実施すべき施策として示されました。この建議では、「ファシリティマネジメントを効果的に実施するためには、国土交通省は、本省、地方支分部局それぞれにおいて、財務省と協議・調整する枠組みを設けることが望ましい」とされています。

中部地方整備局営繕部では、平成16年度より「中部FM研究会」を設置して継続的に勉強し、ファシリティマネジメントにおける経営者の理解や統括マネジメントが重要なことを認識してきました。上述のような国有財産の総括権を持つ財務省の動きが、今後どのような役割分担等に発展するかなどは、まだ分かりませんが、地方公共団体でも広がりを見せているファシリティマネジメントが更なる展開を見せることは明白であり、営繕技術者は、従前にも増して技術力をバックボーンにした腕前を磨く必要があります。

中部地区「公共建築の日」及び「公共建築月間」 記念講演会が開催される

【計画課】

「公共建築の日」及び「公共建築月間」は、広く国民共有の財産である公共建築に対する理解、関心を高めていただく目的で、平成15年に定められ今年で8回目になります。

この度「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、この時期に「木材活用と公共建築」と題して講演会を開催することになりました。

演目は、本法律の背景・趣旨について国土交通省上田官房審議官による説明の後、伝統的木造建築の大家である中村先生、新技術を取り入れた現代木造建築の第一人者である杉本先生によるご講演をいただき、講演会の後に会場のみなさまを交えたトークセッションを行いました。

講演会後のアンケート結果において、木材利用の理解や見地が深まった等の意見を多数いただき、大変有意義な講演会となりました。



会場の様子

■ 講演会概要

日時 平成22年11月26日（金）13:10～17:30

会場 電気文化会館 5階イベントホール

主催 「公共建築の日」及び「公共建築月間」中部地方実行委員会

後援 中部地方整備局、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市

参加者 190名（設計事務所、建設業関連、各種団体、官公庁職員、その他）

■ 講演の要旨

● 「公共建築物における木材の利用の促進について」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【国土交通省大臣官房審議官 上田 健 氏】

- ・戦後、都市の不燃化を推進し、公共建築物は原則不燃構造として整備してきたが、本法律制定により基本的方針を転換した。公共建築物に木材を利用することで、民間施設にも木材利用が促進され、林業の健全な発展及び森林の適正な整備につながるようこの施策を推進することになった。
- ・これまで建築基準法の改正（性能規定化による木造、木質不燃材料等の個別認定）。官庁施設としては内装木質化、建設可能なものは木造建築物の整備を進めてきた。今後は木造化が困難な施設を除き、低層の施設は原則木造化を図っていく。
- ・今後、木造建築物に係る官庁営繕の技術基準等の整備を行っていく。

● 「伝統的木造建築を未来につなぐ～公共施設の体験から～」

・・・・・・・・・・・・・・・・【京都工芸繊維大学名誉教授 富嶽学園理事長 中村 昌生 氏】

- ・明治時代に西洋文化が取り入れられ、これが主流となり近代建築は成功した。しかしその陰で日本の伝統職人技術は近代化を取り入れつつ名建築をたくさん残してきた。
- ・近年、明治以降の優れた近代和風建築も重要視されるようになった。これらを残し守るだけでなく、造る技術を未来へ引き継ぐことが大切。

- ・ 元来日本の建築は自然・大地とともに営まれてきたが、戦後の住宅復興は「早く・安く」の路線で進められ、画一化した住宅建築は結果として日本の風景を変えてしまっている。今後大工技術を基本とした住まいづくりが途絶えたら日本文化も失われてしまうだろう。
- ・ 近年、公共施設の木造建築に携わる機会をいただき、大工技術の継承と日本的景観を取り戻す一助となるように努めている。



(事例紹介)

- ・ 中部地方も含め、中村先生が携わった全国の茶室・広間を中心に、日本建築ならではの伝統建築、伝統技法及び近代和風と融合させた事例の紹介がされた。

● 「木造建築による公共施設の可能性」

・・・・・・・・・・【 東海大学工学部建築学科教授 建築家 杉本 洋文 氏 】

- ・ 木材活用には環境、産業、文化、交流の4つの視点による目標設定が大切。
- ・ 木造は手に入りやすい材料（寸法）からどう使うか等デザインを考えることができる。設計者は山へ行行って「木」を見て欲しい。
- ・ 公共建築に木材を使用するには、JAS認定工場の増設、JAS材・乾燥材の供給量を増やす、都道府県別格差の解消及び国産材の比率を上げる必要がある。
- ・ 規格化された木材による都市型モデルの大きな循環と、地域固有モデルの小さな循環を使い分ける必要がある。
- ・ 竹材が21世紀の建築素材となる可能性がある。



(事例紹介)

- ・ 塔の建築、大伽藍の建築、丸太組の建築、折版の建築、その他のテーマ別で木材の特長を生かし、部材形状の工夫、接合部の工夫、コンクリートや鉄骨とのハイブリッド構造の採用による特徴のある大規模建築及び木造の可能性について紹介された。

● 「トークセッション～木の活用と公共建築をつないで～」【 司会：羽山 営繕部長 】

伝統技術の伝承と発展のために最も必要なこととは？

- ・ 伝統は古いものを伝える視点ではなく、技術を覚え、守るだけでない常に創造を繰り返していくもの。伝統の尊さを伝えるため、法整備等を行い伝統建築が住宅建築の中心になることを望む。

公共建築に限らず、建築と木のつながりについてのあるべき姿、将来の課題について？

- ・ 地域によって材料、大工技術も違うが、その地域をどう活性化させるか。
- ・ 個性のある材料をいかに使っていくか、伝統建築を現代建築にいかに取り入れていくか。

木を使う上で最も大切にしてきたこととは？

- ・ 木の性質を知り抜いて、木のもっている魅力を輝かせるための加工・組み立てすること。
- ・ 天然素材である木を見て、それをどう使うか想像すること。

公共建築の役割、公共建築に携わる人の役割について

- ・ 市民と一緒にあって地域のシンボルとなるような建物を自信を持って進めて欲しい。
- ・ 木造の良さが広まるよう地域の人の生活に密着した施設を各地に造ることが望ましい。

平成22年度

『中部ファシリティマネジメント研究会』について

【調整課】

営繕部で開催している中部ファシリティマネジメント研究会（以下、「中部FM研究会」という。）について、平成22年度の開催状況等を紹介します。

中部FM研究会は、中部地方における官庁施設を効果的にマネジメントすることを前提に、最小の経営資源の投入で最大の効果をあげ価値を生む施設マネジメントを実現するため、民間外資系企業で導入が進んでいるFM手法を研究し、官公庁施設のマネジメントに導入することを目的として開催しており、官公庁施設の施設マネジメントに関することを幅広く研究テーマとしています。

研究会会員は、東海ブロック営繕主管課長会議構成員及び他の国の機関、地方公共団体に構成され、平成16年9月より毎年6回程度開催され、平成22年度で7年目を迎えます。

表－1 平成22年度中部FM研究会開催概要

回数	開催日	テーマ	講師（敬称略）	会場	備考
第1回	5月13日	ファシリティマネジメント概論 ー施設経営の本質とはー	松岡 利昌 (株)松岡総合研究所代表、 名古屋大学特任准教授	名古屋合同庁舎 第2号館	終了 参加者 54名
第2回	8月25日	FM戦略と計画的保全	関 幸治 関FMコンサルティング代 表	愛知県産業貿易館 西館	終了 参加者 43名
第3回	10月15日	浜松市の資産経営の取り組み	松野 英男 浜松市役所資産経営課主任	名古屋合同庁舎 第2号館	終了 参加者 50名
第4回	12月17日	佐倉市におけるファシリティマネジメント (FM)の取組	池澤 龍三 佐倉市役所資産管理経営室 FM総括担当副主幹	愛知県産業貿易館 西館	終了 参加者 38名
第5回	1月20日	名古屋大学における低炭素事業への取組事例 (仮)	調整中	施設見学	

■ 第1回（平成22年5月13日）

名古屋大学特任准教授の松岡利昌先生に『ファシリティマネジメントの概論ー施設経営の本質とはー』についてご講演をいただきました。

ご講演では、ファシリティマネジメントの基本的な考え方やその手法について、先生がマネジメントされた名古屋駅前地区の民間施設などを例にして、FM戦略・計画、プロジェクト管理、運営維持、FMにおける評価、体制等について初心者にもわかりやすく丁寧に説明いただきました。



（第1回）

■ 第2回（平成22年8月25日）

関コンサルティングの関 幸治代表に『FM戦略と計画的保全』についてご講演いただきました。

ご講演では、公共FMにおける総量縮減と計画保全の関係、計画的保全業務のプロセス、当初設計時に計画的保全を想定した100年寿命建築の事務所建物の事例等についてご説明いただきました。

質疑応答では、計画保全、100年寿命建築設計の考え方、データベース構築時の注意点等について活発な意見交換がありました。



（第2回）

■ 第3回（平成22年10月15日）

浜松市資産経営課の松野英男主任に『浜松市の資産経営の取り組み』についてご講演いただきました。

ご講演では、総量縮減も含めた公共資産の活用について、浜松市の資産経営の取り組みを最新の動向、実事例の紹介を交えてご説明いただきました。

質疑応答では、身近な実例でもあり、管理施設数や施設の総量縮減の考え方等について意見交換がありました。



（第3回）

■ 第4回（平成22年12月17日）

佐倉市役所資産管理経営室FM総括担当の池澤龍三副主幹に『佐倉市におけるFMの取組』についてご講演いただきました。また、第5回は施設見学を予定をしているところです。

平成22年度第3回までの地方公共団体からの参加者数（図1）を分析すると、増加傾向がみられます。

ファシリティマネジメントの導入に関心が高まりつつあることを踏まえ、民間事例も含め、公共建築物のファシリティマネジメント事例について情報交換・提供等交流の場として定着しつつあると考えます。

事務局では、今後とも参加者の方々にとって有意義な時間としていただけるような運営に努めていきたいと考えております。

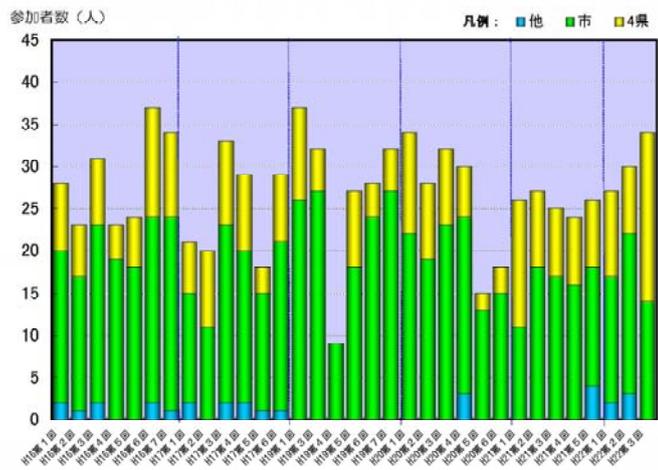


図1 地方公共団体からの参加者数

木材の利用の促進について

【整備課】

■ はじめに

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、「公共建築物における木材の利用に関する基本方針（農林水産省、国土交通省告示第3号）」が平成22年10月4日に策定されました。基本方針の概要と、中部地方整備局営繕部の取り組みなどについて紹介します。

■ 基本方針の概要

1) 木材の利用の促進の意義及び基本的方向

木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材です。このため、木材の利用を促進することにより、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待されます。

一方、公共建築物では、木材の利用が低位にとどまっており、木材の利用を図る余地が大きく、潜在的な木材の需要が期待できる状況にあります。このため、公共建築物においては、非木造化を指向していた過去の考え方を転換し、可能な限り木造化、内装等の木質化を図るものとしています。

2) 木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

木材の利用を促進すべき公共建築物は、国又は地方公共団体が整備する公共の用等に供する建築物だけでなく、国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームなどの建築物も対象としています。

積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲として、建築基準法その他法令に基づく基準で耐火建築物として求められない低層の公共建築物を対象としています。ただし、当該施設に求められる機能等の観点から、災害応急対策活動の必要な施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等については木造化を推進する対象としないものとしています。

また、建築基準法において耐火建築物とすること等が求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係わるコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとしています。

3) 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとし、

また、高層・低層に関わらず国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に木質化を図ることが適切と判断される部分についての内装等の木質化、備品や消耗品としての木材の利用を促進するほか、暖房器具等への木質バイオマス燃料の導入に努めるものとしています。

4) 木材利用の促進のための計画に関する基本的事項

各省庁は、基本方針を踏まえ、所管に属するものにおける木材の利用の促進が効果的に図られることを旨として、木材の利用の方針・目標の設定、推進体制等について定めるものとしています。

5) 木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物の構造的特性に対応した長尺・大断面の木材等が円滑に供給されるよう、国も地方公共団体とも連携し、木材の供給に携わる関係者の取り組みを促進するため、木材の製造の高度化等に向けた必要な施策を図るものとしています。

■ 中部地方整備局営繕部の取り組み

木材の利用の促進への取り組みとして、整備課内に「木材利用検討チーム」を立ち上げ、木材利用に関する資料収集、調査、分析を行い、木材利用方針の基礎資料を作成することとしています。

木造利用の過去の実施例（中部管内所掌施設）

木造 中央青年の家 ログハウス（宿泊棟・会議室）キャンプ場炊事室
愛知万博（長久手館）、富士砂防事務所（会議室棟）

木材利用 三重県警察学校（生徒寮、武道場、講堂） 床 腰壁等
静岡県警察学校（生徒寮）家具等
富士法務総合庁舎 玄関ホール階段回り
愛知万博（瀬戸館）外装

過去の実施例を見ても、木材利用は限られています。従来の非木造化を指向していた過去の考え方を転換し、可能な限り木造化、内装等の木質化を図るためには、事例収集、メーカーへのヒアリング、木材の使用のコスト、特記仕様の書き方、法的チェック（耐火制限、規模制限、内装規制等）の検討を行い、できるだけ木材の使用を推進していく予定です。



富士法務総合庁舎、階段回り

「発注者支援技術者（建築）」の試験実施機関の移行について

【技術・評価課】

『発注者支援技術者（建築）』認定制度は、平成17年4月より施行された『公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品質確保法」という。）』第15条第3項の定めに基づき、中部4県の公共工事の発注者を支援するため、国土交通省中部地方整備局、中部4県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）及び3政令市（名古屋市、静岡市、浜松市）で構成する『施工体制の確保に関する推進協議会』（以下『協議会』）において創設（任意）し、平成17年10月より運用を開始した制度です。

毎年、試験・面接などを行ってきましたが、大勢の方の参加をいただき、現在までに今年度の認定者29名を新たに加え100名を超える発注者支援技術者（建築）を認定致しました。

平成17年度より『発注者支援技術者（建築）』の認定を行ってきましたが、本年度より（社）公共建築協会が「品質確保法」第6条及び第15条に基づき発注関係事務を適切に実施することができる者が育成されることを目的とした「公共建築工事品質確保技術者資格制度」（民間資格）を創設し、運用を開始したことから、『協議会』の了承を得て、『協議会』が行う「発注者支援技術者（建築）」の新規認定試験及び認定講習会について、平成22年度を最終とし、平成23年度からは（社）公共建築協会が実施する「公共建築工事品質確保技術者」資格試験に移行することとなりました。

試験機関の移行に伴い、『発注者支援技術者（建築）』の全認定者の資格の有効期限を平成26年5月31日まで延伸処置を図ることとしました。今後有効期限後も資格が必要とされる方は、遅くとも平成25年度までに「公共建築工事品質確保技術者試験（（社）公共建築協会）」を受験して頂く必要がありますので、下記HP等から「公共建築工事品質確保技術者試験」の情報を確認して頂き、受験等の対応をお願い致します。

（社）公共建築協会HP <http://www.pbaweb.jp/>
電話03-3523-0381

平成22年度営繕工事安全連絡会議（後期）の開催

【保全指導・監督室】

- 開催日：平成22年12月20日（月）
- 会場：名古屋第2地方合同庁舎 8階共用大会議室
- 参加者：工事請負業者 18名
監理事務所 7名
愛知労働局 1名
保全指導・監督室 9名
報道関係者 2社

■ 概要

各工事の完成期日が近づき、現場の施工も最後の追い上げ時期となってきましたが、より一層の工事の安全に対する意識を高めるため、今年度第2回目の「営繕工事安全連絡会議（後期）」を開催致しました。

会議では、まず「各現場における安全対策について」と題して、2件の工事現場での取り組み状況を報告していただきました。安全対策の対象としては、重点安全対策として位置づけた、第三者災害防止、重機災害防止、感電事故防止など各現場で想定される災害・事故を抽出したものが発表されました。

また、今回も前期に引き続き、愛知労働局労働基準部 安全課 産業安全専門官をお招きし、建設業における死亡災害発生状況及び開口部、屋根からの墜落・落下等による建設業労働災害の防止について講話を頂きました。

最後に演習として、重機、足場、仮設電源等の設置状況の写真を提示し、クイズ形式にして各請負業者、監理事務所に起こり得る危険箇所を答えて頂き、産業安全専門官に現場における問題点を解説してもらいました。

普段は見落としがちな危険予知・安全対策について確認でき、今後完成まで重大な事故を発生させないように安全管理について再認識できた会議となりました。



保全指導・監督室長 挨拶



産業安全専門官 講話



演習問題・討論

富士法務総合庁舎 現場見学会

【静岡営繕事務所】

平成22年10月14日、公共建築の日記念イベントとして、建築を学んでいる学生（静岡産業技術専門学校 建築科 住環境デザイン科 1・2年生約50名）を対象に、建築の現場に対する知識と公共建築への理解を深めることを目的として、富士法務総合庁舎（平成23年2月完成予定）の現場見学会を開催しました。

今回は、建設現場における『仕上げ・設備工事の施工時の検討手法』をメインテーマとし、『配置や納まりの検討、使い勝手をより良くするための検討、使用時に不具合が発生しないための検討』などの検討手法について体験をして頂くため、実際に工場で使用していた資料、ツール（施工図、BIM等）を用意し、設計主旨やそれら資料の説明を行った後、現場見学を行いました。

仕上げ工事の検討ツールとして活用したBIM（ビルディングインフォメーションモデル）はリアルタイムに3次元空間を確認できるという特徴があり、現場でどのように活用していたのかという例を、スクリーンに3次元映像を映しながら説明を行いました。

施工業者・監理会社・発注者間でサイン（通行者を対象にした看板）などの配置や色彩、各部の納まりを検討する際にBIMを使用しシュミレーションすることで、予めリスクを発見することが出来たり、仕上がりの細部まで目を配らせることが出来たなど、具体的な例を交えながら説明を行いました。

現場見学は①BIMデモンストレーション②機械室③太陽光発電設備④設計説明の4つのゾーンに分け、設計図や説明パネルを掲示して実際の検討手法を交えながら説明を行いました。

見学会後に行ったアンケートでは、また現場見学会に参加したいという感想を多く頂き、建築への関心を深めて頂くことに非常に大きな成果がありました。



■ 建築概要

工事場所：静岡県富士市中央町2-7-7

構造規模：鉄筋コンクリート造

地上5階建、塔屋1階

建築面積：814㎡

延べ面積：3,606㎡



↑ BIMの3Dを体験する生徒



↑ 太陽光発電設備についての説明

編集後記

新年あけましておめでとうございます。

「中部えいぜんれぽーと」は、政権交代前の第32号（平成21年7月号）以来、休止状態でしたが、1年半ぶりに再開となりました。以前にも増して、営繕関係者の情報交流のツールとして機能を果たしてもらえればと、期待しています。

営繕部は、読者の皆様にこれまで以上にご満足いただける「中部えいぜんれぽーと」を発信することを目指して努力して参りますので、今後ともご助言、ご指導を賜りますようお願い致します。「中部えいぜんれぽーと」に対するご意見、ご要望等ございましたら、宜しく願いいたします。

また、自治体等の皆様から寄稿のご要望があれば、積極的にご活用いただければ幸いです。

事務局 : 中部地方整備局営繕部 保全指導・監督室
電話番号 : 052-953-8196
E-mail : hoshikan@cbr.mlit.go.jp

※ 公共建築相談窓口も設置しておりますので何卒よろしくお願いいたします。

電話番号 : 052-953-8197

E-mail : eikei85@cbr.mlit.go.jp

※ 詳しい業務内容等につきましては、

ホームページ (<http://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/index.htm>) もご覧ください。